茨城歯科専門学校 学校評価実施規程

（目　的）
第 1 条　この規程は、茨城歯科専門学校（以下「本校」という。）学校運営全般に係る自己評価を行い、それに基づき本校「学校関係者評価委員会設置要綱」に示した学校関係者評価を実施し、その結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）
第 2 条　この規程において、学校評価とは、学校教育法第 42 条及び学校教育法施行規則第 66 条に規定する自己評価並びに同法第 43 条及び同法施行規則第 67 条に規定する学校関係者評価をいう。

（自己評価委員会の設置）
第 3 条　自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事項）
第 4 条　委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

一、自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
二、自己評価の評価基準項目に関すること
三、自己評価報告書の作成に関すること
四、自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
五、自己評価結果の公表に関すること
六、その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

（委員の構成）
第 5 条　委員会は校長、副校長、教務部長、教務副部長、教務主任、学務課長により構成する。また，その他に委員会事務局として教務並びに事務職員を置くものとする。

2　委員の人数は 8 人以内とする。

3　委員の任期は、それぞれの在任期間とし、欠員が生じた場合の補欠の委員も同様とする。任期は、前任者の残存期間とする。

4　委員は、再任することができる。

（自己評価の実施）

第 6 条　自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度３月とする。

2　自己評価は、校長の指揮のもと、第４条の定めに従って誠実に取組まなければならない。

（委員会運営）

第 7 条　委員会に委員長を置く。

2　委員長には校長が就任する。

3　委員会は委員長が招集する。

4　委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

（自己評価結果の活用）

第 8 条　教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

（自己評価結果の報告）

第 9 条　校長は、自己評価結果を公益社団法人茨城県歯科医師会理事会（以下「理事会」という。）に報告しなければならない。

（自己評価結果の公表）

第 10 条　校長は、理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

（学校関係者評価）

第 11 条　校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

（関係者委員会の構成）

第 12 条　関係者委員会は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

一、　関連業界等関係者　２名

二、　卒業生　２名

三、　教育に関し知見を有する者　１名

四、　その他校長が必要と認める者　１名

2　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（関係者委員会の運営）
第13条　関係者委員会に委員長を置く。
2　関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
3　校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
4　関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
5　関係者委員会は、年度内2回の開催とする。

（報酬及び費用弁償）
第14条　関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

（学校関係者評価の評価結果）
第15条　委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

（学校関係者評価結果の活用）
第16条　教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

（学校関係者評価結果の報告）
第17条　校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

（学校関係者評価結果の公表）
第18条　校長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

（その他）
第19条　本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（規程の改廃）
第20条　この規程を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則
1　この規程は、令和2年4月1日から施行し，令和2年2月20日より遡及適用する。
2　最初の関係者委員の任期は令和3年6月30日までとする。